

九重町立野矢小学校BCP（事業継続計画）

この計画は、新型コロナウイルス感染拡大時や災害発生時に、国や県、町からの指示に従い、臨時休業などによって教育活動が止まらないように、事前に対応を決めておくものです。ただし、想定以上の事態が発生したときには、本計画に沿わない場合もあります。

(1) 行動基準

①新型コロナウイルス感染症等の伝染病の拡大時

（レベル等は文部科学省策定の「学校の新しい生活様式」参考）

- レベル1…十分な感染対策を行った上で、通常通り学校を実施
正しいマスクの着用、手指消毒の徹底、3密回避、黙食など
- レベル2…感染リスクの高い活動の制限（体育、調理実習、合唱、合奏、リコーダーなど）
1mを目安に学級内の間隔を取り（机の配置、活動の距離など）、個人での活動を中心に行う。
身体的な接触を伴うような激しい運動や遊びを中止
- レベル3…個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間の活動に限定
全校で行う活動の制限（マスクを着用してできない活動の中止）。
学校行事の縮小、外部講師、ゲストティーチャーなどの招聘の制限、学校公開の中止
※すべてのレベルにおいて熱中症対策を優先する。
※同じレベルでも収束時については、徐々に制限を解除しながら活動を行う。
※臨時休業、学級閉鎖等については教育委員会が決定する。

②気象警報発令時、災害発生時

- ア 特別警報発令時または予想される時…臨時休業
大雨（土砂災害、浸水害）特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報
- イ 警報発令時…自宅待機、学校待機後引き渡し下校
大雨（土砂災害、浸水害）警戒、暴風警報、大雪警報、台風、洪水など
※野上地区に避難指示等が出された場合は、原則、臨時休業か自宅待機とする。
※保護者をはじめ、事前に状況確認を依頼した地域住民に状況を確認し、通学路等に被害が確認された場合は、臨時休業か自宅待機とする。

(2) 臨時休業等…オンラインとプリントのハイブリッド型の学び

- タブレットによるオンライン授業の提供、健康観察、カウンセリングなど
- ロイノート・eライブラリーの活用
オンライン授業時に活用、宿題や課題の提供、提出など
- 学習プリント
配付、提出時の接触回避など

○授業のオンライン中継

無症状、濃厚接触、感染の不安、念のため自宅待機、通学路が遮断されるなど安全に登下校できないため自宅待機をする児童へ、希望者には、学校の授業を中継する。

(3) 閉鎖が長期間にわたる場合、学びと心のケア

○オンラインとプリントに併せて児童や保護者との電話連絡、オンライン面談、教育相談

○臨時休業中の児童の教育相談について次のような不安のある保護者の方は遠慮無く、学校にご連絡ください。

- ・自宅での学習についての相談
- ・その他お困りのことの相談

(4) 担任が感染、濃厚接触者等または、自然災害等により通勤経路が遮断されて出勤できない等の事情により、出勤できない場合

○他の職員により、授業を実施

○出勤困難だが健康に問題がない場合、自宅からのオンライン授業を提供

○管理職が出勤できない場合の決裁については教務主任が校長（校長が入院等に対応できない場合は教頭）に電話等で報告し決裁を得る。管理職が両方とも対応できない場合は、教務主任もしくはそれに代わる者（年度当初に校長が任命する）が教育委員会と協議して決裁を行い、その後、管理職に報告する。

(5) 教職員の健康管理

○健康管理を徹底する。

日常的な健康観察、定期健康診断の受診と早期治療、主治医との連携、体調不良時の休暇の取得

○緊急時の報告

陽性者、濃厚接触者になった場合、災害に見舞われた場合、事故にあった場合等

○同居の家族の健康管理

特別休暇等を取得して無理に出勤しない。

○感染リスク・被災リスクの高い行動を避ける

勤務地、居住地の感染状況や被災状況を把握し、できるだけ回避する行動をとる。

レベル3で感染拡大時における出張等の制限（全員が集団で一斉に研修を受けることなどの回避）

○長時間勤務の削減 早めの帰宅で健康管理

日頃より、業務について見直し長時間勤務の削減に努める。